

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**平成 28 年 10 月 26 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**厚生年金保険関係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1600301 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600167 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支所（現在は、A社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 10 月 1 日から昭和 52 年 9 月 1 日まで

A社B支所での厚生年金保険の標準報酬月額が、資格取得した時の 8 万円に比べて請求期間が 6 万 4,000 円と低額になっている。勤めている間に給与が下がったことはないので、調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された健保厚生年金保険台帳の写しには、請求者の請求期間に係る標準報酬月額が 6 万 4,000 円と記録されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書を所持しておらず、事業主も請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、請求期間に係る給与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求期間当時に A 社 B 支所に勤務していた同僚 21 名に照会し 15 名から回答が得られたが、請求者の主張を裏付けるような回答を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。